

「工場跡地等における持続可能な土壌汚染対策支援事業」における実証事業の対象として認定した地下水汚染の拡大防止技術

ケース	技術番号	技術名	申請者名	対象とする特定有害物質の種類	適用濃度	適用条件
②	6	バイオ栄養源EDC-Mによる六価クロム化合物の原位置バイオ不溶化法	エコサイクル株式会社	六価クロム	・ 100mg/L以下	・ 六価クロム還元微生物が生息している必要があります。 ・ 地下水位よりも上（不飽和層）の土壌汚染は、掘削除去等の他の措置が必要になる場合があります。
②	8	バイオメタガード工法	株式会社大林組	カドミウム、六価クロム	・ 各物質とも第二溶出量基準、第二地下水基準への対応可能。	・ 工事前に適用可能性試験が必要。 ・ 栄養剤が浸透しない地層の場合は適用不可。 ・ 効果が得られなくなった場合、薬剤の追加注入が必要。
②	9	薬剤注入による汚染拡散防止壁工法	株式会社大林組	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、水銀、セレン、ほう素、ふっ素	・ 各物質とも第二溶出量基準、第二地下水基準への対応可能。 ・ 砒素は基準値の990倍の汚染地下水、六価クロムは基準値の5,000倍の汚染地下水でもそれぞれ適用可能。	・ 工事前に薬剤の適用可能性試験が必要。 ・ 薬剤が浸透しない地層の場合は適用不可。 ・ 高濃度汚染の場合、薬剤の吸着効果持続期間は短期化。効果が得られなくなった場合、薬剤の追加注入が必要。